

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済 給付の決定に関する不服審査請求規程

平成15年10月1日平成15年度規程第8号
最近改正：令和5年3月27日令和4年度規程第85号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付の決定に関し、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等から不服の申出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(不服審査請求の受理及び送付)

第2条 センターの災害共済給付に関する当初の給付決定（以下「当初決定」という。）に対し不服の申立て（以下「不服審査請求」という。）があった場合は、これを受理するものとする。

2 前項の不服審査請求は、学校の設置者が給付金の支給決定に係る通知を受けた当該都道府県の給付を担当する課（以下「担当課」という。）において受理するものとする。

3 不服審査請求を受理した担当課は、当初決定をした理由等を説明する文書及び関係書類を添付し、これを速やかに災害共済給付事業部共済企画課に送付するものとする。

(不服審査請求の期間及び周知)

第3条 不服審査請求の期間は、原則として当初決定を知った日の翌日から起算して3か月以内しなければならない。

2 センターは、給付決定に関して不服審査請求ができることを、学校の設置者等に周知を図るものとする。

3 不服審査請求は、当初決定のあった日から2年を経過したときは行うことができないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(不服審査請求者)

第4条 不服審査の請求者は、学校・保育所等の設置者、児童生徒等の保護者等（給付金の受給者）及びその代理人とする。

(審査請求の方式)

第5条 不服審査請求は、文書のほか、口頭でもすることができるものとする。

2 文書で不服審査請求をするときは、請求者は、次の事項を記載するものとする。

(1) 児童生徒等の学校・保育所等名

(2) 児童生徒等の学年（幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の場合は年齢）、性別

(3) 児童生徒等の氏名

(4) 児童生徒等の保護者（給付金の受給者）の氏名・住所及び加入児童生徒等の続柄。ただし、成年に達している生徒・学生が不服審査の請求者である場合は、

記載を要しない。

- (5) 当初決定を知った年月日
 - (6) 不服審査請求の趣旨及び理由
 - (7) 不服審査請求の年月日
 - (8) 不服審査請求者の氏名及び住所（不服審査請求者が学校・保育所等の設置者である場合は、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）
 - (9) 代理人の請求の場合は、代理人の氏名及び住所
- 3 口頭による不服審査請求は、請求者の陳述に基づき、センター職員が前項の事項について聴取書を作成して請求者に示し、これに請求者が氏名を記載することにより成立するものとする。

（審査）

第6条 不服審査請求に関する審査に当たっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付不服審査会設置要綱（平成24年度要綱第14号）に基づき設置される不服審査会において審議に付するものとし、その事務は独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則（平成24年度規則第1号）第25条の規定に基づき、災害共済給付事業部共済企画課が当たるものとする。

㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則第25条⇒P. 106
（決定とその通知）

第7条 不服審査請求の全部若しくは一部を容認し、又は棄却の決定をしたときは、その理由を付した文書をもって、不服審査請求をした者に通知するものとする。

- 2 不服審査請求をする者が当該学校・保育所等の設置者以外のものである場合は、このことを当該学校・保育所等の設置者に通知するものとする。

（給付金の支払）

第8条 不服審査請求について審査の結果、給付金の支払が生じたときの支払は、担当課を通じ、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第4条第5項各号（これの準用規定を含む。）に定める者を經由して行うものとする。

㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条⇒P. 26
（適用除外）

第9条 錯誤、誤記等（学校長や医療機関等の証明内容が変更された場合を含む。）に関する申し出事項については、この規程は適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 （平成16年3月31日平成15年度規程第89号）

附 則 （平成17年3月31日平成16年度規程第27号）

附 則 （平成20年6月30日平成20年度規程第13号）

附 則 （平成24年9月28日平成24年度規程第9号）

附 則 （平成25年3月29日平成24年度規程第79号）

附 則 （平成27年3月30日平成26年度規程第35号）

附 則 （平成28年3月30日平成27年度規程第45号）

附 則 （平成28年5月23日平成28年度規程第5号）

附 則 （平成31年3月27日平成30年度規程第17号）

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の決定に関する不服審査請求規程

附 則 （令和4年2月8日令和3年度規程第35号）

附 則 （令和5年3月27日令和4年度規程第85号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 給付請求に係る実地調査要綱

平成20年10月14日平成20年度要綱第22号
最近改正：令和5年3月27日令和4年度要綱第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害共済給付に関する重要案件等の審査に当たり、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成15年度規則第1号）第28条の規定に基づき、実地において調査（以下「実地調査」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第28条⇒P. 80

(調査の目的)

第2条 この要綱で定める実地調査は、災害共済給付に関する重要案件等について公正かつ適切な災害共済給付を行うことを目的とし、その結果は、災害共済給付に係る審査資料として利用すると共に学校の管理下における事故災害防止のための資料としても活用するものとする。

(調査の対象)

第3条 調査の対象は、災害共済給付契約に係らしめる学校及び保育所等（以下「学校等」という。）とし、原則として、死亡見舞金、障害見舞金及び医療費支払請求案件のうち、業務管理役が実地調査を行うことを適切と認める案件とする。

(調査方法)

第4条 実地調査は、学校等の関係者との面談その他の方法をもって行う。

(学校等の設置者及び学校等への協力依頼)

第5条 実地調査は、学校等の設置者（以下「設置者」という。）及び当該学校等の協力を得、実施するものとする。

(調査員の指名)

第6条 業務管理役は、実地調査の実施に当たり、複数の職員を指名し、調査に当たらせるものとする。

(事前通知)

第7条 業務管理役は、実地調査を行おうとする場合、設置者及び当該学校等に対し、調査の対象案件、調査員の氏名等をあらかじめ通知するものとする。

(調査記録書の作成及び保存)

第8条 調査員は、調査終了後、災害実地調査調査記録書（別記様式。以下「調査記録書」という。）を2通作成し、学校長等の確認を得た上、双方で記載者欄を記載して、各1通を保存する。

2 前項の調査記録書の作成及び保存は、調査員が確認者欄を記載した調査記録書2通を学校等に送付し、学校長等が確認者欄を記載し、うち1通をセンターへ回送することにより行うものとする。この場合において、業務管理役は、センターへ回送された調査記録書の写しを設置者に送付する。

(調査記録書の保存期間)

第9条 調査記録書の保存期間は10年とし、起算の期間は、当該文書を作成又は取得した日(起案により作成した文書については決裁を受けた日)の属する年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実地調査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月14日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日平成21年度要綱第11号)

附 則 (平成24年6月26日平成24年度要綱第7号)

附 則 (平成24年9月28日平成24年度要綱第39号)

附 則 (平成27年3月30日平成26年度要綱第21号)

附 則 (平成31年4月26日平成31年度要綱第6号)

附 則 (令和4年2月8日令和3年度要綱第10号)

附 則 (令和5年3月27日令和4年度要綱第38号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式

災害実地調査調査記録書

年 月 日作成

災害発生時の学校種			
請求時の学校（保育所等）名			
児童生徒等氏名			
災害発生時の児童生徒等情報	身長	cm	体重 kg
支払請求の種類			
調査日時	年 月 日 () AM・PM : ~ :		
実地調査訪問先 (発生場所が学校敷地外の場合は、発生場所の所在地)			
訪問先対応者 役職・氏名			
設置者同行者 役職・氏名			
調査員役職・氏名			
災害発生日	年 月 日 ()		
災害発生場所・場合の確認			
災害発生状況の確認			

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に係る実地調査要綱

<p>災害発生時の学校の管理体制</p>		
<p>学校等で行った措置状況</p>		
<p>災害発生後の改善事項及び児童生徒等への指導</p>		
<p>その他参考となる事項</p>		
<p>確認者</p>	<p>年 月 日 学校（保育所等）名 役職・氏名</p>	<p>年 月 日 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 役職・氏名</p>

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定める要綱

令和4年12月19日令和4年度要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成15年度規則第1号。以下「業務方法書」という。）に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定めるものとする。

(様式)

第2条 この要綱で定める様式は、次の表のとおりとする。

様式	文書名	業務方法書
別記様式第1	災害共済給付契約申込書	第17条
別記様式第2	災害共済給付契約書	第19条
別記様式第3	災害共済給付契約に免責の特約を付することの申込書	第20条
別記様式第4	災害共済給付契約に免責の特約を付したことの通知書	第20条
別記様式第5 その1（公立の義務教育諸学校に係る明細書）	共済掛金支払明細書及び共済掛金控除額明細書	第23条及び第24条
別記様式第5 その2（公立の義務教育諸学校以外の学校に係る明細書）	共済掛金支払明細書	第23条
別記様式第6	共済掛金返還額明細書	第24条
別記様式第7	医療費支払請求書	
別紙1（1）	災害報告書（義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校又は高等専修学校用）	
別紙1（2）	災害報告書（幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所等用）	
別紙2	災害継続報告書	
別紙3（1）	医療等の状況	
別紙3（2）（ア）	医療等の状況（診療報酬領収済	

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定める要綱

	明細書) 入院分	第26条第1項第1号
別紙3(2)(イ)	医療等の状況(診療報酬領収済明細書) 入院外分	
別紙3(2)(ウ)	医療等の状況(診療報酬領収済明細書) 歯科分	
別紙3(3)	医療等の状況(柔道整復師用)	
別紙3(4)	医療等の状況(はり師・きゅう師用)	
別紙3(5)	訪問看護明細書	
別紙3(6)	治療用装具・生血明細書	
別紙3(7)	調剤報酬明細書	第26条第1項第2号
別記様式第8	障害見舞金支払請求書	
別紙1	障害報告書	
別紙2	障害診断書(障害見舞金支払請求用)	第26条第1項第3号
別記様式第9	死亡見舞金支払請求書	
別紙	死亡報告書	第26条第2項第1号
別記様式第10	医療費支払請求書	
別記様式第11	障害見舞金支払請求書	第26条第2項第2号
別記様式第12	死亡見舞金支払請求書	
別記様式第13	給付金支払通知書	第29条
別記様式第14	損害賠償災害報告書	第31条
別記様式第15	災害共済給付契約原簿	第22条
別記様式第16	災害共済給付原簿	第30条
別記様式第17	免責処理原簿	第33条

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1

災害共済給付契約申込書

号 日
年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

契約申込者住所
契約申込者名

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定に基づき、別添の名簿に記載された児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)につき、下記に係る免責の特約を付した災害共済給付契約の申込みをします。なお、このこと(免責の特約を付すことを除く。)については、保護者等の同意を得ています。また、免責の特約に係らしめる児童生徒等は、下記の特約に係らしめる児童生徒等と同じです。

学校(保育所等)名	へき地の 表 示 級	在 学 児 童 生 徒 等 の 数	契約に係らしめる児童生徒等の数			支 払 う べ き 共 済 掛 金	備 考
			一 般	要保護	準要保護		
		人	人	人	人	円	

- (注) 1 契約に係らしめる児童生徒等の名簿を添付すること。この名簿には、契約に係らしめる児童生徒等の学年、組及び氏名並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒である場合はその旨を学校又は保育所等別にそれぞれ記載すること。
- 2 公立の義務教育諸学校にあっては、本校又は分校ごとに記載すること。
- 3 災害共済給付契約に免責の特約を付さない場合にあっては、該当しない部分を抹消すること。
- 4 この申込書の用紙は、日本産業規格A4機型とすること。

Ⅱ 規則、規程

別記様式第2

災 害 共 済 給 付 契 約 書

を甲とし、独立行政法人日本スポーツ振興センターを乙とし、甲は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定に基づき、乙との間に、別紙第1の約款の条項に従い、別紙第2に記載された児童、生徒、学生又は幼児について災害共済給付契約を締結した。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者記名押印して、各1通を保存する。

年 月 日

(設置者名)

甲

(契約当事者名)

印

独立行政法人日本スポーツ振興センター

乙

理事長

印

別紙第1 (免責の特約を付する場合にあっては業務方法書第19条第3項の規定に基づく「免責の特約を付した災害共済給付契約約款」を、免責の特約を付さない場合にあっては同条第4項の規定に基づく「災害共済給付契約約款」を付する。)

別紙第2 (災害共済給付契約に係る児童、生徒、学生又は幼児の名簿を付する。)

(注) この契約書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

別記様式第3

号
年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

申込者住所

申込者名

災害共済給付契約に免責の特約を付することの申込書

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定に基づき、貴センターとの間に締結している災害共済給付契約に、 年4月1日から免責の特約を付することの申し込みをします。

なお、免責の特約に係らしめる児童、生徒、学生又は幼児は、災害共済給付契約に係らしめる児童、生徒、学生又は幼児と同じです。

(注) この申込書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

別記様式第4

号
年 月 日

殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長

災害共済給付契約に免責の特約を付したことの通知書

年 月 日付け 号で申し込みのあった災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、申込みのとおりこれを付する契約を締結したものとします。

については、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)に保存している貴 殿との間の災害共済給付契約書に付されている「災害共済給付契約約款」を、「免責の特約を付した災害共済給付契約約款」に更新しましたので、貴 殿の保存しているセンターとの間の災害共済給付契約書に付されている「災害共済給付契約約款」を、先にセンターから送付した「免責の特約を付した災害共済給付契約約款」に更新してください。

(注) この通知書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

別記様式第5

その1 (公立の義務教育諸学校に係る明細書)

共済掛金支払明細書

設置者名					
設置者住所					
支払方法				支払総額	円
内 訳	区 分		A 1人当たり 掛金額	B 人 数	(A×B) 金 額
	1	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの (2、3を除く。)	円	人 (イ)	円
	2	準要保護児童生徒に係るもの	総 額		(ロ)
			控 除 額		(ホ)
	3	要保護児童生徒に係るもの	総 額		(ハ)
			控 除 額		(ヘ)
	4	前年度中途加入者分共済掛金支払額(省令第28条第4項)	一般、準要保護		
			要 保 護		
			計		(ニ)
	合 計		(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)		
控除額 (ホ)+(ヘ)					
差引支払総額					

共済掛金控除額明細書

控 除 額		円				
内 訳	区 分		A 配分限度額	B 保護者から徴収しない額の総額 の2分の1	控除額	
	準要保護 別 要保護	学 校 種 別	令第18条第2項に基づく 配分数	円	円	
	準要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	人	円	円	円
		特別支援学校 (小学部及び中学部)			円× 人/2	
					計	
	要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程			円× 人/2	
		特別支援学校 (小学部及び中学部)			円× 人/2	
					計	

- (注) 1 この明細書は、公立の義務教育諸学校の設置者が共済掛金を支払う場合に使用すること。
2 この明細書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

Ⅱ 規則、規程

その2（公立の義務教育諸学校以外の学校等に係る明細書）

共済掛金支払明細書

設置者名					
設置者住所					
支払方法		支払総額		円	
内 訳	区 分		A 1人当たり 掛金額 円	B 人 数 人	(A×B) 金 額 円
	1	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一 般		
			要保護		
	2	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に係るもの（3、4を除く。）			
	3	高等学校の定時制課程の生徒に係るもの			
	4	高等学校の通信制課程の生徒に係るもの			
	5	高等専門学校の学生に係るもの			
	6	幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児に係るもの			
	7	幼保連携型認定こども園の幼児に係るもの			
	8	専修学校の高等課程の生徒に係るもの（9、10を除く。）			
	9	専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの			
	10	専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの			
	11	保育所等の幼児に係るもの	一 般		
要保護					
12	前年度中途加入者分共済掛金支払額 (省令第28条第4項)				
合 計					

- (注) 1 この明細書は、公立の義務教育諸学校以外の学校又は保育所等の設置者が共済掛金を支払う場合に使用すること。
 2 内訳欄の1から12までについては、関係のない部分は削除して記入すること。ただし、その場合でも1から12までの番号については上記の番号を使用すること。
 3 内訳欄の12欄は、内訳欄1から11の区分別に分けて記入すること。
 4 この明細書の用紙は、日本産業規格M4縦型とすること。

別記様式第6

共済掛金返還額明細書

設置者名							
返還額		円					
内訳	区分	令第18条第2項に基づく配分率	A 配分限度額		B 保護者から徴収しない額の総額の2分の1		返還額 A ≤ Bの場合A A > Bの場合B
			人	円	円	円	
内 訳	準要保護 要保護 別 学校種別 小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程 特別支援学校 (小学部及び中学部)		円×	人/2	円	円×	人/2
			円×	人/2	円	円×	人/2
			計				
内 訳	要保護 別 学校種別 小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程 特別支援学校 (小学部及び中学部)		円×	人/2	円	円×	人/2
			円×	人/2	円	円×	人/2
			計				

(注) この明細書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

Ⅱ 規則、規程